

★障害者・家族の生活実態と国連・障害者権利条約★

—2015フォーラム開催—



参加と平等

県推協新聞

第421号

2015年 7月 28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

—9—2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

発行 障害者の生活と権利を守る
長野県連絡協議会

発行所 〒三八一〇〇三四
長野市高田中村二七六一八
長野県労働会館一階

電話 〇二六(二六四)五二五六
FAX 〇二六(二六四)五二五六
松丸道男

発行人

二〇一五フォーラムは、「障害者・家族の生活実態と国連・障害者権利条約」をテーマに、七月十八日(土)、長野市のサンプールにおいて開催されました。障害者・家族七名の発表と講演が行われました。

主催者挨拶で松丸代表は、二〇一五フォーラム開催の意義として、「昨年批准された、障害者権利条約は、他の者との平等をうたったもの、これからスタートラインに立ちます。障害者・家族の生活実態に照らし合わせ、当事者が発信していきましよう」と語りました。また、「平和の反対は無視すること」とのマザーテレサの言葉を紹介するとともに、安倍政権の進める戦争法案の危険性を指摘し、「巨額費用のかかる国立競技場建設と同様、戦争法案の白紙撤回」を訴えました。

続いて来賓として挨拶に立った、県健康福祉部障がい者支援課の課長補佐兼社会生活係長の増尾和久さんは、「障害者差別解消法が来年四月一日から施行

されます。県は障がい者理解を深めてもらうためにあいさつポータル事業などを進めています。解消法の準備として、県職員の間でのために『対応要領』を作成中です。今後、県民への周知に取り組みたい」と語りました。

■障害者・家族の発表

一 絆野美和さん(ちごちの会、医療的ケアを必要とする子どもたちの教育と生活を考える会)

絆野さんは、人工呼吸器を使用している中学校一年生の息子さんを含め中学三年生から小学校二年生までの子どもが四人いる六人家族です。息子さんは、先天性水頭症、慢性呼吸不全、慢性腎不全など重い障害があります。息子さんの一日は朝六時から夜十一時まで内服四回、導尿・注入六回、二〜三時間おきの体位交換、適宜、気管・口腔内吸引、訪問入浴、訪問看護や訪問リハ、訪問医、日中一時支援など気を抜く暇がありません。

- 紙面の案内
- ◆P1~P5; 2015フォーラム開催—障害者・家族の生活実態と国連・障害者権利条約— P4; 講演の部 講師; 新井たかね氏 (障全協 副会長)
 - ◆P6; 小児科医会「子ども医療費窓口無料化」を求める要望書提出
 - ◆P7; 「子どもたちの教育が抜け落ちている」再編ストップ!・知っとく じょうほう
 - ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)





ん。

今後の課題として、①移動方法(車、車いす)②災害時の備え(特にバッテリー、発電機等)③一年前からできた褥瘡、側彎や無気肺の悪化④主治医や様々な担当者が変わった時⑤親の老化(腰痛など)、子の成長(体重の増加)⑥卒業後の行き先などを挙げました。

「たくさんの方の手を借りて生きている、借りなければ生きられないが、幸せな生活を」と親としての願いを語りました。

上條亜紀さん(ちいぢいの会)

上條さんは、六人家族で、養護学校六年生で人工呼吸器を使用している息子さんを含め中学二年生から保育園年少まで四人の子どもが

います。呼吸器を使用している養護学校への通学は付き添いが原則です。お母さんは息子さんとともに母子通学を週三〜四日行っています。お母さんの一日は朝から大変です。お父さんの弁当作りから始まり、子どもたちの朝食準備と片付け、養護学校登校の準備、そして、帰宅後すぐに訪問看護が来ることもあることから、出かける前に、掃除なども済ませます。

訪問は、看護師が週二回、入浴が週三回、リハが隔週一回、往診月一回、薬局隔週一回です。

夕方は、子どもの習い事や、それぞれ保育園、小学校の片づけや宿題、翌日の準備などをしながら、夕食の支度をします。夜七時半、お父さんの帰宅に合わせて夕食。夕食の片づけや洗濯、翌日の準備、入浴など、就寝は日付が変わってからです。

生活をしていて大変なことは、子ども達の行事です。学校行事のほか、地区の行事への参加もあり、息子さんの介護ができないこともあります。そこで問題になるのは、「預ける施設が限られていること」「日数制限があること」「時間制限があること」「預ければお金がかかること」です。なるべく預けず、訪問看護や、祖母・家族でフォローしあうのですが、みんなに無理を言ってお願している状況です。

子どもたちの将来を考えると、お金もかかるのでお母さんも働きたい

と願っています。思春期の息子さんといつまでも一緒に登校し一日を一緒に過ごすことが、息子さんにとって良いことなのか悩んでいます。それぞれの子どもたちの生活も大切です。息子さんのために積極的に協力してもらおうことは是非についても悩んでいます。

息子さんは体調が安定し、通学日数も増えています。もっと通学させてやりたい反面、付き添いの負担も厳しくなっています。訪問日数も増やしてやりたいのですが、どこもいっぱいでお願できない状況です。一日も早く、兄弟と同じように親から離れ、関わってくれるすべての人との時間を大切にできるように生活を送ってほしいと願っています。また、同じ悩みを持つ方たちの不安が解消できるよう、今後も活動を続けていきたいと考えています。

二長坂圭子さん(ワークハウス)



YUI親の会
長坂さんは、四四歳の息子さんと

暮らしています。息子さんが障害児学級から、養護学校高等部を卒業し学校の進路指導を経て「えのき」の会社に入り十九年間勤めたこと、会社の仕事が減り、困っていたところ、仲間から「ちきりの家」を紹介され通所されたことなどの経過を語りました。

最近、本人の希望によりグループホームに入りました。休日は、スペシャルオリンピックに所属しボーリングゲームを楽しむなど、本人なりの生き方をしているとのこと。ただ、グループホームへの入所は母親の思いではないとのこと、二重生活になることによる経済的な不安を訴えました。

福祉制度の活用について、教えてくれるところがなかったようで、母親と本人の両者がそれぞれの制度を活用し生活ができるよう講師の新井さんから助言をいただきました。

三 中村剛さん(NPO法人ポプラ)



中村さんは、自身の障害の状況を赤裸々に語りながら「私が地域で活動できるのは、薬ばかりでなく、周

困の理解と当事者同士の支え合いがあるから」と述べ、当事者団体のポプラの会の活動を紹介しました。続いて、精神障がい者の生活実態や課題と権利条約との関係について、次のように指摘しました。

○最も気になることは、精神科病棟を居住系施設に転換する悪魔の施策です。権利条約十九条「障害者が、他の者との平等を基礎とし、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」に反すると指摘しました。

○条約二十条は、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択するとき、かつ、負担しやすしい費用で移動することを容易にする」とうたっています。身体・知的障害者との公平の視点から、また、アンケート調査の結果から、精神障がい者の社会参加を促進するためにも交通運賃割引制度の実現が必要です。(会の活動及び調査結果は略)

○「精神障がい者への理解を広げる」(第五条「平等及び無差別」)、「他障害と同等の福祉医療制度実現及び窓口無料化」(第二五条「健康」ほか)、「就労の場を」(会社での陰湿な嫌がらせ…)、「第二七条「労働及び雇用」)、「学生無年金問題の解消」(第二八条「相当な生活水準

及び社会的な保障」ほか)なども指摘しました。

四 田幸康弘さん(長野県難病患者連



絡協議会)

田幸さんは、難病法等の施行により、医療費助成の対象が拡大されたことは一定の成果としつつも、次のような実態や課題を紹介し、医療、教育、福祉、年金、介護、就労支援などを含めた総合的な難病対策の充実を訴えました。

「高額な医療費負担」「小児慢性疾患の子どもたちへの教育、小児期から成人期への移行」「医療の地域格差」「対象疾患のさらなる拡大と障害認定にかかわる課題」「障害年金の受給にかかわる課題―仕事がつまで続けられるかの不安―」「新薬の開発、承認が安全に十分配慮しつつも迅速に」「患者団体や当事者の意見を反映させた施策の検討」「ブライバシーへの配慮と難病への理解促進」「難病相談支援センターの充実と患者・家族団体の活動支援」

県難病連の願いとして、各センター及びネットワークによる難病支援の充実を次のように求めました。

「県難病相談支援センター」は、広い県内で、松本まで行くのは大変。そこで、相談支援体制の充実とあわせ、地域での連携体制の構築が課題となります。

「信州大病院難病診療センター」では、訪問診療の充実、介護者及び支援者の負担軽減を求めています。

「県難病医療ネットワーク」では、診てもらえる機関が少なく、地域でのネットワークづくりが必要で。そのほか、「レスパイト入院が可能となる体制整備」「遺伝力ウンゼラーや医療ソーシャルワーカーなど、専門性のある人材の育成」などが特に必要だと訴えました。

難病は、病気の発見まで時間がかかり、幾つもの病院を回っても分からないなど、患者の生活や心への負担は大きなものがあります。障害(病気)は、見ただけでは理解しづらく、周囲の理解を得ることに困難を抱える仲間もたくさんいます。このような中、患者会の役割の大切さ、関係機関との連携などの重要性を指摘しました。

また、本人への支援にあわせて、家族全体を支えることも大切な視点です。さらに、病気や治療ばかりでなく、病気と上手に付き合いなから、就労を継続したり福祉制度を活用したりしながら、日々の生活を充

実させる、豊かな人生を送ることを重視したいと強調しました。



五 長崎勤さん(視覚障害者)

長崎さんは、視覚障害に伴う暮らしにくさの視点から、次の八点について指摘しました。

- ①病院内では福祉制度が使えない。全盲の夫婦で夫が入院した場合、妻が福祉制度を利用し夫の介護に当たることができない仕組みになっています。
- ②いわゆる六五歳問題(略)の解決を望みます。
- ③郵便受けに来る諸通知の内容が分からない、重要度も分からない、問い合わせもできない、封筒に点字シールを付けてほしいと思います。
- ④街頭で白杖が折られる、横断歩道などで自転車に白杖が踏まれる。逆に、白杖に足を取られ転倒した歩行者が骨折し、損害賠償を請求されたなど。相互理解の促進

や解決の糸口が必要です。
 ⑤夜間に停止する音響信号機、命にかかわるのでルール作りや対応できる機器の配置などが必要で
 す。

⑥バス利用の不便さの解消をお願いします。行先案内や整理券ボックスやバスカード感知器の位置などのルール作りが必要です。

⑦街づくりに、多様な障害に応じる視点が重要です。視覚障害も様々です。当事者参加の視点が重要です。

⑧各種契約が一人で成立しません。人格を否定されているように感じることもあります。解決策を探っていただきたいと思えます。

六井出萬成さん(長野県聴覚障害



者協会)

○差別解消法と期待

井出さんは、子ども時代の辛かった体験を語り、来年四月に施行される差別解消法への期待を表明しました。当時のろう学校では、口話法のための指導で手話が禁

止され、先生の話が理解できず、文章力もつかずに社会に出されたこと、家庭の中でも手話が使えなかったことなどを紹介しました。

○手話と会話

「聴者には音声言語があり、ろう者には手話が言語」とし、全国の連盟では国に対し「手話言語法」の制定を求める運動を進めています。昨年から県内でもはじめ、六月までに100%の市町村議会で見解書採択が実現しました。県に対しては「手話言語条例」を働きかけています。鳥取県が第一号、神奈川県、群馬県の三県で実現し、市町村も幾つかあります。一昨年、山ノ内町の野猿公苑の切符売場で、「ありがとう」と手話で返していただき感激しました。

○聴覚障害者と関係団体の連帯と運動

昨年四月、聴覚障害者のグループホーム「もみじの家」ができました。これまで、知的障害者の施設などに入り、コミュニケーションができず辛い思いをしたり、理解してもらえなかったりしました。

教育などを通して、一般の方々の理解も少しずつ変わってきています。聴覚障害者が政治の場に参加することも増えてきています。手話通訳がつけば、コミュニケーションがとれ、手話ができればコミュニケーションがとれます。地域のことでも知ることができ社会参加もできます。

今後は、関係団体とも一緒に活動できたら良いと考えています。

講演の部

**講師：新井たかね 氏
 (障全協 副会長)**



んの成長とともに自身が成長してきた過程を語りました。以下、要旨のみ紹介します。

○「障害の重い子が入学できるよ
 う声を上げましょう」「どんなに
 障害が重くても社会の役に立って
 いる」「障害の重い子は学校の
 宝」「発達は無制限」「発達は信
 じること」「集団の大切さ」な
 ど、子どもの具体的な育ちを通し
 て、子どもの見方や価値観まで高
 めてくれた養護学校開設準備室の
 先生方や全国障害者問題研究会と
 の出会い。口蓋裂の治療や手術で
 出会った、「手術しても無駄」と
 考える医師と、「もしかしたら食
 べることが楽になるかもしれない、
 形が良くなるだけでも…」と
 前向きに捉えてくれた医師との出
 会い。

卒業後、行き場のない子どもた
 ちに、養護学校の教育観や価値観
 を受け継ぎ、みんなでお金集めを
 して、「みぬま福祉会」を設立
 し、作業所なども四力所作り上げ
 てきました。

○親が元気なうちに、親から離れ
 た自立したくらしの場が必要と考
 え、また、娘にあった安心したく
 らしの場を求めて、「知的障害者
 入所厚生施設・太陽の里」続け
 て、「身体障害者療護施設・大
 地」を利用してきました。

○障全協の全国集会「親・家族の
 特別分科会」での懇談、厚労省と

講演は、障害者の生活と権利を守
 る全国連絡協議会(以下、障全協)
 副会長の新井たかねさんを講師に、
 『障害者の生きる基盤となる「くら
 しの場」の整備を進めましょう!』
 とのテーマで行われました。新井さ
 んは高校時代まで諏訪地方で育ち、
 現在は埼玉県在住。重度の知的及び
 身体障害のある長女が生まれ、娘さ

の懇談を重ねてきました。懇談で出された親・家族の願いや主張は、「放課後保障の取組みや卒業後の生活の場の保障などの運動を通して、子どもたちは親より友達・仲間との関係を望むようになっていきます。自立への願いも、当然の発達要求です」「子どもが自立し、たまに親元に帰る、そんな暮らしを望んでいます」「地域化が叫ばれ、地域生活と入所施設が対立する様な立場に置かれていますが正しくありません。グループホームも入所施設もどちらも充実させる必要があります」「日本では、地域生活の場となっているグループホームはあまりにも脆弱な体制です。また、入所施設は体制もその数もまったく整っていません」「入所施設の待機者は、分かっているだけで埼玉県では千三百人、東京では千人と言われています」などです。

○障害児者・家族の暮らしと健康の実態調査に取り組みました。二五八〇人から回答がありました。今後、しっかり分析し運動に生かしていきます。主な介助者は母親で二三六六人(九二%)。その母親の健康状態は「どこも悪いところがなく健康」と答えた者は五%だけです。くらし方は「親子で一緒に」が最も多く、これから希望するくらしの場としては、グループホームが圧倒的多数です。様々な自由記述から深刻さが伝わって

きます。(略)

○脱施設、地域移行という国の施策の中で、入所施設の不足などから悲惨な状況が生まれています。当面の私たちの願いとして、日本障害者協議会(JD)の入所施設改革への提言を資料としてのせていますので参考にしてください。(略)

○安倍政権のもと、福祉の市場化が進んでいます。民間企業が進めるグループホームの実態は実に悲惨です。

「一部屋四人定員、スプリングライ設置不要の者(安上がりで手がかからない者)のみを受け入れる。職員として六五歳以上の者を雇用し、その夜から夜勤という例も、専門性もありません。親は行くところがないから仕方ないと…」

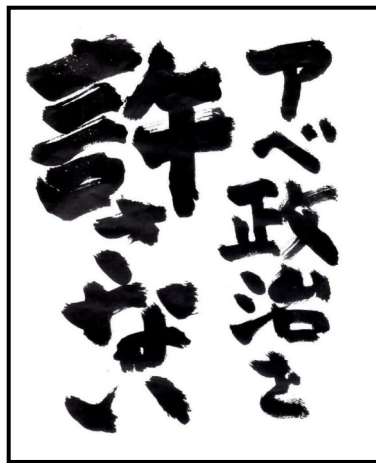
安心して暮らすが、安定して継続されるのが大切です。しっかりと建物、十分な施設・設備、何より、支援者の専門性、集団体制、福祉労働の地位の向上、誇りを持って働ける場でなければなりません。

○娘たちは、新たな生活の場を建て、仲間と親密な関係を築き、助け合える関係を作り、専門の職員が集まることができています。

○一日も早く、障害者福祉を憲法や障害者権利条約の水準にすることが目標です。

戦争法案の審議で不安は増えています。障害者は平和でなければ生きて

られません。社会の状況は悪くなっていきます。教育面でも不安ばかりです。教科書展示会を見てきましたが、育鵬社・自由社の教科書では、社会保障の中心は社会保険とされています。憲法二五条の二項は掲載されていません。生活保護は丁寧に記述され、家族・親戚が支援し、それでもどうしても生活できない場合は生活保護をと記述されています。力を合わせ、平和な福祉社会づくりを進めましょう。



「アベ政治を許さない」全国一斉行動

フォーラムでは、「障害者・患者九条の会」の立場から、澤地久枝さんらの全国一斉行動の呼びかけに応え、俳人で九五歳になる、金子兜太さんによる「アベ政治を許さない」の書を会場に掲示しました。

育鵬社の教科書は、
憲法・権利条約に反する

一障害者・関係者は使用を認めません一

日本福祉大教授の近藤直子さん等障害者問題にかかわる多くの研究者が、新聞・雑誌などで育鵬社の中学校公民教科書を厳しく批判し、使用しないよう訴えています。障害者の権利にかかわっての主な論点は次の二点あります。

憲法や障害者権利条約に照らした場合、「平和」「民主主義」「人権」「平等」などの諸理念に反し、障害者権利条約第八条を無視しています。

障害者権利条約第八条「意識の向上」の条項は、締約国の義務として、「障害者に関する社会全体(各家庭を含む)の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること」とあります。具体的には、「教育制度の全ての段階(幼年期からの全ての児童に対す



る教育制度を含む）において、障害者の権利を尊重する態度を育成する」ことなどが規定されています。

各社は、バリアフリーなどをトピック的に取り上げていますが、育鵬社の教科書には障害者の記述はありません。

「平和」「民主主義」「人権」「平等」等について、憲法も国連諸決議も戦争の反省からその理念は明確です。戦争が多くの障害者を生み出すこと、戦時中、障害者は戦争の役に立たないと人権侵害・差別の対象になったこと、「安全保障強化」「軍拡」は社会保険削減につながっていることは歴史が証明しています。

育鵬社の教科書は、侵略戦争を美化し、安倍政権の戦争立法を後押しする内容で、障害者の権利と相いれないものです。

小児科医会「子ども医療費窓口無料化」を求める要望書提出

県内の小児科医師でつくる長野県小児科医会は、六月十一日、高島俊夫会長名で「子どもの医療費窓口無料化を求める要望書」を阿部知事、小林健康福祉部長、西沢県議会議長、関医師会長にそれぞれ提出しました。要望書では、日々の小児科医の実感として、「現行の自動給付方式では、貧困家庭の子どもたちを医療から遠ざけることになる」ことから、「子どもの医療費を窓口無料化とすること」の一点を求めています。

知事あての要望書の趣旨と要望事項は下記の通りです。

2012年の日本の子どもの相対貧困率が16.3%と過去最高になりました。実に6人に1人の子どもが貧困家庭に育っていることとなります。私たち小児科医も日々の診療の中で、こうした子どもに接することがしばしばあります。そして「お金のない時は、医者に行きたくても我慢する」「他県から引っ越してきたが、長野県では窓口負担があってびっくりした」といった声も耳にするようになってきました。

子どもの健やかな成長は、小児科医のみならず県民すべての願いです。この点、長野県としても、入院の医療費助成を中学校卒業までに拡大するなど、積極的に取組まれていることに、心から敬意を表するものです。

しかし、現行の自動給付方式では、ある程度の現金がないと受診することができず、貧困家庭の子どもたちを医療から遠ざけることになっています。現物給付を行っていないのは昨年度までは10道県でしたが、今年から石川県の多くの自治体が現物給付となり、岩手県、三重県、福井県も転換する方向が打ち出されていると聞きます。この全国的な流れの中で長野県が取り残されてはいけなないと考えます。

さらに、子どもの具合が悪い時には財布の心配をせずに受診できるように、窓口での自己負担金徴収もせず、完全窓口無料とすることは、貧困対策としても、子育て支援としても、極めて重要な、優先順位の高い課題であると考えます。

私たち長野県の小児科医は、子どもたちの健やかな成長のために、下記の点を要望いたします。

要望事項

1. 子どもの医療費を窓口無料化とすること。

「子どもたちの教育が抜け落ちている」再編ストップ!

— 中信地区の特別支援教育を考える会準備会開かれる —

中信地区特別支援学校再編整備計画(案)がこの六月、長野県教育委員会から発表されました。県議会文教企業委員会においても簡単な説明があり、県教委は七月二日までパブリックコメントを募集しました。現場の教職員や保護者、同窓生など関係者の中には、「該当する教育現場でも、一方的に説明がなされただけで、十分な議論もしていない、理解も進んでいない」との声が強く、七月二日(日)あがたの森文化会館において、中信地区の特別支援教育を考える会準備会が開かれました。

同会では、この問題を考えるにあたって、その基盤となる、文部科学省の特別支援教育の考え方や法改正、長野県における自立教育連携協議会から特別支援教育連携協議会への変遷と課題、七年前に始まった長野地区の特別支援学校の再編などの課題について学び合いました。さらに、県内の特別支援学級及び特別支援学校の教育条件整備の現状を出し合い、「障害や病気のある子どもたちの成長・発達を保障する教育」の視点から、県教委の再編整備計画案を検証しました。

長野県は、長い間、国の法を遵守せず県独自の全国一水準の低い基準を作り、学級編成でも教職員定数でも大きく立ち遅れていました。その貧しい基準でさえ、特別支援学校の児童生徒の増に追い付かず、特別教室をなくして通常の学級にしたり、家庭などをなくしてプレハブ校舎・教室を設置してのいだりしてきました。一般の小中・高等学校では考えられない措置です。

七年前の長野地区の「特別支援学校再編」では、長野養護学校の過密・過大化が限界に達し、長野ろう学校の老朽化も地震に耐えられない、日々の教育や生活に支障が出るほど限界に達したため、結果的には、改築する長野ろう学校と既設の長野盲学校に、長野養護学校の児童生徒を回す、『安上がりで、数合わせ』の再編で済ませることになってしまいました。

「地域で子どもを学びたい、育てたい」(地域化)とする保護者を中心とした運動により、須坂支援学校が設立されたことが唯一の救いでした。

現場教職員や保護者、同窓会や障

害者団体などは、県教委に対し、「県全体としての障害児教育の将来ビジョンを一緒に作って、そのビジョンに沿って整備を」「地域化を促進し、養護学校の新設を」など前向きな対案を出しましたが、合意は得られませんでした。

今回の県教委の案は、長野地区再編時の評価もなく、長野県全体の将来ビジョンもなく、『安上がりで、数合わせ』の再編計画になっていきます。

当会は、常任委員会で審議の上、パブリックコメントを提出しました。



最近、障害者年金の判定等について、「障害基礎年金をめぐる」は、支給の可否を決める年金機構の都道府県事務センター間で判定にばらつきがあり、不支給判定の割合に最大六倍の地域差がある」「障害年金を申請して不支給と判定されたり、更新時に支給を打ち切られたりした人が不服を申し立て、国が審理、決定した件数が二〇一四年度は約六千五百件に上り、十年前の〇四年度に比べ三・五倍に増えた」「日本年金機構の判定が不透明なため納得できない人が増えていることや、支給判定

の厳格化が背景にあるとみられる」「長野県を管轄する関東信越厚生局管内の一四年度の不服申立件数は二四〇一件で、全国の三七を占めた。一番で申し立てが認められた割合は一・六%で、全国の地方厚生局で最も低かった」との報道(信濃毎日新聞ほか)があり、仲間たちから不安の声が寄せられています。

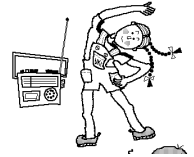
また、生活の厳しい方々の相談の中で、本来は、障害年金が受けられる、何らかの福祉制度が受けられるのに、受けていないケースがたくさん見受けられます。日本の福祉はすべて申請式で、申請する側が制度を知らないと受けることができない仕組みになっているためです。

長年、苦しんでいる病気のある方、何らかの支援が必要な方、「障害ってどんな状態」かわからない方もあきらめずに、相談しましょう。「申請の書類作成が難しい」「更新の時に等級が下がって支給が停止にならないか不安」など、障害年金の申請・更新についても遠慮なく相談しましょう。また、困っている仲間や知り合いの方にも声をかけてください。「相談してみたら、ダメで元々だから!」と。無料で、専門家が相談にに応じてくれます。

【NPO法人「障害年金支援 ネットワーク」】0120(956)1191



お知らせコーナー



1) 第3回長野県の聴覚障害者の就労と雇用を考える集い

日時：2015年8月21日(金) 13:00~16:00

会場：長野県障害者福祉センター(サン・アップル)ホール

〒381-0008 長野市下駒沢586

内容：①講演 「聴覚障害者の職場定着に向けて～聴覚障害者の就職前と就職後の課題～」

講師 東京都聴覚障害者自立センター所長

矢野 耕二氏(社会福祉士、ジョブコーチ)

②発表・ホクト株式会社 赤沼きのことセンター所長

西澤 賢氏(健聴者)

・ホクト株式会社 赤沼きのことセンター社員

宮崎 孝司氏(聴覚障害者)

③会場での質疑応答、意見交換

参加費：無料 8月13日までに下記まで申し込んでください。

問合せ：長野県聴覚障害者情報センター

TEL026-295-3530 fax026-295-3567

Eメールmail:sun-lib@mx2.avis.ne.jp

2) 県社保協第4回地域団体代表者会議の開催

日時：2015年8月29日 13:00~16:30

会場：松本勤労者福祉センター2階 第2会議室

内容：①記念講演

「国保の都道府県化は、何をもたらすのか。その狙いとたたかいの課題」

講師 長友 薫輝氏(津市立三重短期大学)

②秋からの活動方針についての討論

3) 第54回教育科学研究会全国大会

第57回長野県民間教育研究大会

合同研究集会(松本大会)

日時：2015年8月7日(金) 8日(土) 9日(日)

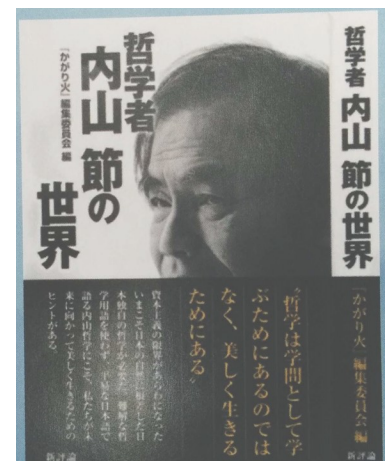
会場：松本大学

内容：①記念講演

「地域に生きる思想」

講師 内山 節氏(哲学者)

②17の分科会と2つの特設



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp